|  |
| --- |
| 高知県大規模畜産施設整備事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表 |
| 改正後 | 現行 |
| 第１条～第５条（略）（補助の条件）第６条　（１）～（９）　（略）（10）補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること第７条～第15条　（略）附 則 １ この要綱は、令和２年４月１日から施行する。 ２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第９条第３項、第12条、第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則この要綱は、令和３年４月１日から施行する。別表第２　（略）別紙１、別紙２　（略）第２号～第９号様式　（略） | 第１条～第５条（略）（補助の条件）第６条　（１）～（９）　（略）（10）補助する者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認すること第７条～第15条　（略）附 則 １ この要綱は、令和２年４月１日から施行する。 ２ この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第９条第３項、第12条、第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 別表第２　（略）別紙１、別紙２　（略）［新設］第２号～第９号様式　（略） |